

消 防 特 第 3 6 号  
平成18年3月29日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 指 定 都 市 市 長 殿

消 防 庁 次 長

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等の  
施行について（通知）

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第79号。以下「改正令」という。）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第46号。以下「改正省令」という。）が平成18年3月29日公布され、同年4月1日に施行されることとなりました。

これらの改正は、防災資機材等の技術進歩を踏まえ、特定事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等の多様化、合理化を図ることをその趣旨とするものであり、また、「規制改革・民間開放推進三か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」において、「S型泡放射砲について、複数の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる」とされていることについて措置するものであります。

貴職におかれましては下記に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通達中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのご承知おき願います。

改正令による改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）・・・令  
改正省令による改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）・・・省令

記

## 第一 自衛防災組織に関すること

- 1 自衛防災組織に普通泡放水砲を備え付ける場合には、普通泡放水砲1基につき1人の防災要員を置くこととしたこと。（令第7条第1項第10号関係）
- 2 自衛防災組織に普通泡放水砲を備え付ける場合には、普通泡放水砲1基につき、耐

熱服1着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器1個を備え付けなければならないこととしたこと。(令第15条及び省令第21条関係)

- 3 特定事業者が次の(1)に定める要件に該当する特定事業所に係る自衛防災組織に令第8条第1項の規定により2台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合に、当該自衛防災組織に大型高所放水車(令第16条第2項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車を含む。)及び普通泡放水砲(毎分4,000リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で(2)に該当するもの)を備え付けているとき(当該自衛防災組織に令第13条第1項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあっては、大型高所放水車及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているときは、令第8条第1項の規定の適用については、普通泡放水砲(令第13条第1項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。)1基につき令第8条第1項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち1台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなすものとしたこと。(令第16条第3項関係)

なお、この場合には、次の防災資機材等を備え付ける必要があること。

ア 普通泡放水砲が毎分900リットルの泡水溶液を120分継続して放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤

イ 当該自衛防災組織に備え付けている大型化学消防車のうち当該普通泡放水砲に送水するものの放水能力が毎分4,000リットルに満たないときは、当該満たない放水能力以上に相当する放水能力を有する防災資機材等で(3)に該当するもの

- (1) 特定事業所の要件(省令第20条の2第2項関係)

ア 毎分900リットルに当該自衛防災組織に備え付けている普通泡放水砲の数を乗じて得た放水能力に総放水能力(消防車用屋外給水施設と大容量泡放水砲用屋外給水施設を兼ねる場合には、総放水能力と自衛防災組織の基準放水能力とを合算した放水能力)を加算した放水能力により120分継続して放水することができる量の水を供給することができる消防車用屋外給水施設が設置されていること

イ 当該特定事業所にあるすべての屋外貯蔵タンク(省令第18条の2の規定に該当する屋外貯蔵タンクでその直径が50m以上のもの及びその他の屋外貯蔵タンク(浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるものを除く。)でその直径が34m以上(消防法別表第1に掲げる第3石油類又は第4石油類を貯蔵するものは50m以上)のものに限る。)に、普通泡放水砲から建築物等に遮蔽されることなく泡水溶液を放水することができ、消火の機能を有効に発揮する泡を当該タンク内に到達させることができること

ウ そのほか、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置、通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型高所放水車に代えて、普通泡放水砲を使用することによって支障なく消火活動ができること

(2) 泡放水砲(省令第20条の2第1項関係)

- ア 泡を放射する筒先の基部における圧力が0.7メガパスカルの場合において毎分4,000リットル以上放水できること
- イ 消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させる能力を有すること
- ウ 容易に移動させることができること
- エ 泡を放射する筒先は、方向及び角度を操作できること
- オ 筒先及びその周囲の部分輻射熱から保護する措置が講じられていること

(3) 防災資機材等(省令第20条の2第3項関係)

大型化学消防車と合わせて毎分4,000リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで120分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプ

## 第二 共同防災組織に関すること

共同防災組織の防災資機材等及び防災要員に係る基準について、構成事業所のすべてが第一の3(1)で定める要件に該当する場合は、第一と同様の扱いとしたこと。(令第20条第1項第5号関係)

## 第三 その他

- 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。
- 2 届出様式について以下のとおり改正をしたこと。
  - (1) 普通泡放水砲の備え付ける基準を設けたことに伴い、防災要員及び防災資機材等現況届出書(様式第5)及び共同防災組織設置(変更)届出書(様式第8)の防災資機材等の種類の欄中に普通泡放水砲を追加したこと。
  - (2)(1)に掲げた理由から、防災要員及び防災資機材等現況届出書(様式第5)及び共同防災組織設置(変更)届出書(様式第8)の防災資機材等の種類の欄中の大型泡放水砲を可搬式泡放水砲(3千型)に、普通泡放水砲を可搬式泡放水砲(2千型)に改正したこと。
  - (3) その他所要の改正を行ったこと。
- 3 省令第17条の2に規定する大容量泡放水砲に係る防災要員について、共同防災組織及び広域共同防災組織の場合を次のとおりとしたこと。
  - (1) 同条第3号で定める人数について、共同防災組織又は広域共同防災組織を構成する各特定事業所ごとの人数のうち最も多い人数とすること。(省令第26条の6関係)
  - (2) 同条ただし書の「市町村長等」について、広域共同防災組織では「関係市町村長等の意見を聴いて都道府県知事等(法第19条の2第4項の都道府県知事等)」とすること。(省令第32条の2関係)